

第341号

平成29年

2月1日発行

道しるべ

一般社団法人 戸塚青色申告会

発行所

一般社団法人 戸塚青色申告会
横浜市戸塚区上倉田町449-2
戸塚法人会館106号室
TEL 045(881)8558
FAX 045(861)3505
発行責任者 茂木省蔵
印刷所: タクノ印刷

平成28年分確定申告の事務所受付について

外会場はチラシをご覧ください

平日 (祝祭日、最終日を除く)
午前9時~11時、午後1時~4時

日曜日 平成29年2月19日、2月26日
午前9時~11時、午後1時~3時

混雑状況により早めに閉めさせていただく場合があります。

TEL. 045-881-8558

掛け間違いにご注意ください。
(混雑状況によりつながりにくい場合があります。)

所得税及び
復興特別所得税

提出・納付期限日 3月15日(水)

申告相談の受付 午前9時~11時(午前のみ)
提出のみの受付 午前9時~午後1時

振替納税利用者は4月20日(木)が振替日です。

消費税

提出・納付期限日 3月31日(金)

相談・提出の受付 午前9時~11時
午後1時~2時

振替納税利用者は4月25日(火)が振替日です。

最終日間際は大変混み合います。早期提出にご協力ください。

持ち物については、3面チェック
リストをご覧ください。

確定申告期のお願ひ

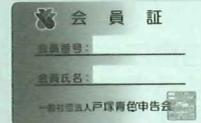
☆所得税の確定申告相談について

- 確定申告期は、1回の指導時間を50分以内とさせていただきます。(記帳相談は3/16(木)以降にお願いいたします。)
- 土地や建物、株式の譲渡申告や、相続税・贈与税の申告については税務署でご相談ください。

☆消費税の確定申告書を提出される方へ

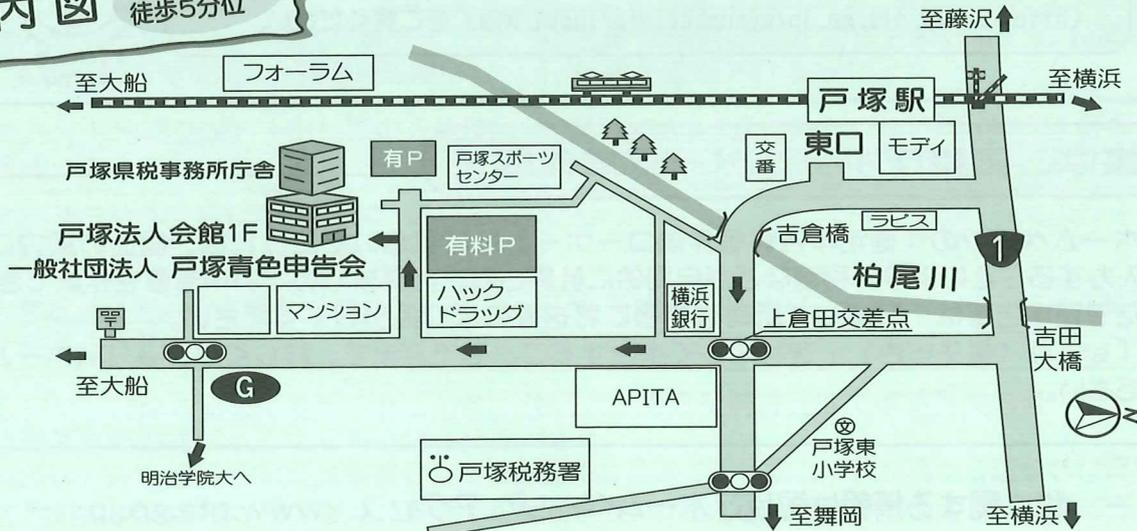
- 平成26・27年分の所得税確定申告書、消費税確定申告書及び平成28年分の帳簿を必ずお持ちください。
- 消費税については、混み具合により3/16以降のご相談をお願いする場合がございますが、ご了承ください。

平成28年分までの会費をお支払いいただけていない方は、お支払いを済ませてからご相談ください。



会員カードをご持参ください。

案内図 JR戸塚駅より徒歩5分位



◆ 事務所では申告会としての駐車場、駐輪場はありません。お車、自転車、バイク等でご来所の際は近くの有料駐車場、有料駐輪場をご利用ください。◆

確定申告だよ!

確定申告期間及び納付期限について

【所得税及び復興特別所得税】

- 申告期間は、平成29年2月16日（木）から同年3月15日（水）までです。
- 納付期限は、平成29年3月15日（水）です。
- ※ 振替納税をご利用の方は、平成29年4月20日（木）が振替日です。

【消費税及び地方消費税（個人事業者）】

- 申告・納付期限は、平成29年3月31日（金）です。
- ※ 振替納税をご利用の方は、平成29年4月25日（火）が振替日です。

【贈与税】

- 申告期間は、平成29年2月1日（水）から同年3月15日（水）までです。
- 納付期限は、平成29年3月15日（水）です。



マイナンバーについて

平成28年分以降の所得税等の確定申告書には、

マイナンバー（12桁）の記載

申告書にはマイナンバー（個人番号）を記載する欄を設けており、申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。



本人確定書類の提示又は写しの添付

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

※控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です。

が必要になります。

【本人確認書類の例】例1 マイナンバーカード

例2 通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

詳しくは、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」
(<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>) をご覧ください。



申告書は、国税庁ホームページで作成!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成できます。

作成した確定申告書は、印刷して所轄税務署に郵送等により提出してください。

また、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出することもできます。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。



— 税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス www.nta.go.jp —



戸塚税務署

個人番号（マイナンバー）の戸塚青色申告会での取扱いについて

今回の確定申告書からマイナンバーの記載が必要になります。納税者に加え、控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などのマイナンバーも記載します。

11月、12月の会報でご連絡しましたが、戸塚青色申告会でマイナンバーを取扱うには、会員様と戸塚青色申告会の間で、マイナンバーに関する委託契約を結んでいただく必要がございます。委託契約には印鑑が必要ですので、必ずお持ちください。

また、戸塚青色申告会では個人情報保護の観点から、マイナンバーカード等（通知カードや身分証明書）のコピーは行えません。添付の必要がある方は、事前にコピーをご用意下さるようお願いいたします。

平成28年分決算・確定申告指導を受ける際の持ち物チェック!!

◆主なものだけ記載してあります。これ以外については明細のわかるものをお持ちください。◆

	準備する持ち物	ポイント	☑
全 員 必 要	平成26・27年分 決算書・所得税確定申告書の控え	申告会又は税務署の受付印のあるもの 代理送信をした方は、昨年3月末に郵送した控え	<input type="checkbox"/>
	税務署からの送付物	平成28年分申告書、決算書の用紙、(納付書) 代理送信をした方は、税務署からの葉書、(納付書)	<input type="checkbox"/>
	平成28年分集計表または試算表	帳簿の内容を集計してきてください。	<input type="checkbox"/>
	認印、筆記用具、電卓		<input type="checkbox"/>
必 要 な 方 の み	減価償却費の計算書	原則代理送信をした方のみ昨年12月に送付しています。	<input type="checkbox"/>
	新たに取得した減価償却資産（10万円以上のもの）明細書	事業用車両を購入した場合は、領収書だけでなく、各明細のわかるもの。	<input type="checkbox"/>
	平成26・27年分 消費税確定申告書の控え及び平成28年分帳簿	申告会又は税務署の受付印のあるもの 代理送信をした方は、昨年3月末に郵送した控え	<input type="checkbox"/>
	平成28年中に支払った医療費の領収書	受診者ごと、医療機関ごとに集計して下さい。	<input type="checkbox"/>
	平成28年中に支払った健康保険料（介護保険料含む）の領収書又は、健康保険料（介護保険料）納付額のお知らせ	支払決定通知書ではありませんのでご注意ください。 過年度分のもので平成28年中に支払ったのであれば、平成28年分確定申告の控除対象になります。	<input type="checkbox"/>
	平成28年中に支払った国民年金の証明書及び年金基金の証明書		
	平成28年分小規模企業共済掛金の証明書	昨年10月末ごろ送付されています。	<input type="checkbox"/>
	平成28年分生命保険料控除証明書（一般用・個人年金用・介護医療保険用）	生命保険料控除が改正され、新たに介護医療保険が追加されました。	<input type="checkbox"/>
	平成28年分地震保険料・旧長期損害保険料控除証明書	貸家又は事務所に係る部分の保険は事業の経費です。 確定申告の控除対象は、実際のお住まいの物です。	<input type="checkbox"/>
	平成28年分給与所得の源泉徴収票	なくした場合は、再発行をお願いします。	<input type="checkbox"/>
平成28年分公的年金等の源泉徴収票			
住民基本台帳カード（電子証明書付き） マイナンバーカード	有効期限にご注意ください。住民基本台帳カードの電子証明書の有効期限は3年間です。	<input type="checkbox"/>	

※住宅取得特別控除を初めて受けられる方は、住民票・売買契約書又は工事請負契約書・登記簿謄本・借入金残高証明書等詳しくはお問い合わせください。

2年目以降の方は、借入金残高証明書および初年度の計算書の控えまたは税務署から送られた資料。

※配偶者（扶養）控除を受けるときは、配偶者（扶養家族）の収入を証明できるもの（源泉徴収票等）をお持ちください。

※株式等の譲渡の申告がある方は、明細のわかるものと、前年に申告があれば計算明細書の控えもお持ちください。

税制改正

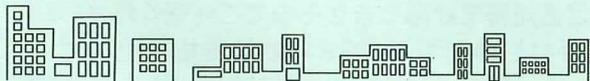
皆様ご存じのとおり、相続税について、平成27年1月1日以降の相続分から、基礎控除が40%減額されて3000万円+法定相続人数x600万円になりました。相続人が3人の場合、それまでの8000万円が4800万円となったのです。

このため相続税が課税される対象者が大幅に増加することになり、巷では住宅メーカーの勧めで相続対策と称したアパート建設が目につきます。これから少子化・人口減少時代となるのに大丈夫なのでしょう。アパート経営の行き詰まりが心配です。

先日、与党の平成29年度税制改正大綱が発表されました。びっくりするような項目はありませんが、目玉は配偶者控除の見直しです。所得控除額38万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が38万円から85万円（給与収入の場合150万円）に引き上げられます。

これにより、働きたい人が就業調整を意識せずに働くことができ、また、人手不足の解消に役立つとのこと。 (企業の配偶者手当の支給基準や社会保険料の130万円の壁の問題の見直しも必要では?)

河野 静夫



会費の納入のお願い

会費は年払いとしておりますが、銀行自動振替の方は年2回にわけての納入となります。

前期(29年4月~9月)分9,000円は、4月3日(月)が振替日です。残高の確認をお願いします。

お願い

転居や廃業をされた方、その他変更のある方は、事務局(TEL 045-881-8558)までご連絡をお願いいたします。税務署への届出が必要になりますので、ご相談下さい。

会の動き

◆予定

2月7日~3月1日 決算申告相談会(JA各支店)

※詳細は別刷りのご案内を確認下さい。

「ブルーリターンA」をお使いの皆様へ

会計ソフト「ブルーリターンA」のご利用者には、毎年1月にバージョンアップソフトが送付されております。当ソフトをインストールすることによって、平成28年度の税制改正、青色申告決算書及び確定申告書の様式変更に対応することができますので、決算書・申告書の作成前にインストールしていただければ幸いです。

平成28年分の確定申告書から納税者、専従者、扶養家族(16歳未満含む)のマイナンバーの記載が必要になりますが、ブルーリターンAでは情報漏えいなどがないように、データ内にマイナンバーが保存できません。申告会でご相談いただく場合は、マイナンバーがわかる形でお持ちいただくようお願いいたします。

「ブルーリターンA」の新サービスをご利用いただいた皆さまへは、平成27年1月以降のバージョンアップ版ソフトが送付されず、インターネットを介して自動的におこなわれます。バージョンアップ版ソフト公開時には、利用者の皆さまにメールまたはFAXでご案内し、パソコンのデスクトップ画面右下の通知領域から「ブルーリターンA更新のお知らせ」が自動表示されます。ただし、スタートメニューの導入設定でのお知らせの受取方法を「受取り不用」にされた方は、「BRAスタートメニュー」のお知らせ画面でご確認いただくこととなります。

事務局

広告掲載募集のお知らせ

約3,000名の会員様に送付している当会会報「道しるべ」に、会員様の事業の広告掲載依頼を承ります。サイズはA4の6分の1程度です。料金は1回5,100円(税込)、1会員として年4回までとします。

又、会報発送時に広告の配布依頼も承ります。料金はA4は、12,300円(税込)、B5は10,200円(税込)1会員の入稿は年3回までとします。チラシの製作は各自でお願いします。

事業主様の事業紹介も継続して行っております。1回目は無料、2回目以降は1回の掲載につき5,100円(税込)です。

随時受付中です。詳細はお電話で事務局までお問い合わせください。

電話: 045-881-8558 (担当 白田)

廃業等で退会される方へ

退会を申し出る方は、退会届の書面による申し出をしてください。届出がない限り、情報誌も発送いたしますし、会員資格も自動更新となりますので、ご了承ください。

謹んでご冥福をお祈りいたします

計
報

池田 忠夫 様 栄 区
片野 正雄 様 泉 区
佐藤 昇一 様 栄 区

※ご不幸があった時は、すぐに事務局までご連絡ください。